

月に東京で開催されたUHCフォーラム2017では、UHC推進を加速するために、国際保健分野でのUHC推進のモメンタム強化、政府・ドナー間の連携促進、継続的なモニタリング、国内外の資金動員、イノベーションを進めることが重要であると強調しました。その上で、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本は今後29億ドル規模の支援を行うことを表明しました。

第3節 分野横断的取組

日本が掲げるUHC達成には、分野を超えた取組も必要です。都市への人口集中、アジア諸国を中心とした高齢化の進展などの社会の変革という文脈でもUHCを追求していく必要があります。日本は、2015年に「アジア健康構想に向けた基本方針」を策定しました。国民皆保険制度や介護保険制度等で培った高齢化社会におけるUHCの経験等をアジア諸国に共有し

日本は、UHC推進のフロントランナーです。「人間の安全保障」、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念達成に向けたUHC推進の取組において、日本が引き続きリーダーシップを示すことにより、積極的平和主義の推進、SDGs達成に具体的に貢献することになります。これらは国際社会での日本のソフトパワー向上にもつながります。

ていきます。

日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっています。今後も日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指していきます。

第3章 人道と開発と平和の連携の推進

近年、世界各地で発生している人道危機は、長期化・複雑化してきています。2017年時点で、難民をはじめとする避難を余儀なくされた人々の数は、第二次世界大戦後最多を更新し、増加し続けています。特に、2015年の夏以降、大量の難民や移民が中東やアフリカから欧州に流入した問題が注目を集めるなど、難民問題は国際社会が真剣に対応しなければならない喫緊の課題の一つとなっています。

第1節 長期化・複雑化する人道危機に対する人道支援

人道危機の脅威にさらされ、難民や国内避難民が発生した場合にまず必要となるのは、緊急的なシェルター（簡易テント）や、水、食料、医療などを提供する「人道支援」です。

しかし、難民や国内避難民を保護の対象とのみとらえるべきではなく、将来彼らが自立して祖国の復興を担う人材となることを意識した中長期的な視点が重要です。こうした観点から、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、「人道支援」と並行して、難民・国内避難民に対する「開発協力」を行うことを重視しています。その際には特に次の2点が重要です。

①難民・国内避難民に対する自立・生計向上のため

の支援

たとえば、未来の国づくりを担う子どもたちへの教育は避難開始当初から必要なものであり、決して断絶期間があってはなりません。教育や職業訓練等を通じて、将来的に、難民・国内避難民の帰還と、帰還した後の社会への再統合を促進することが期待されます。

②難民・国内避難民と受入れコミュニティの双方が必要とする基礎的インフラ（水供給、保健医療、廃棄物管理、道路等）の支援、その管理・運営を担う行政（特に地方行政）能力の向上を図る支援
難民・国内避難民が大量に流入し、避難が長期化

する中で、しばしば受入れコミュニティとの間で摩擦や不和が生じがちです。しかし、たとえば日本の支援で提供した保健医療施設を難民・国内避難民と受入れコミュニティの双方が利用することで、両者が日常的に接し、お互いの緊張緩和にもつながることが期待できます。

日本は、この「人道と開発の連携」のアプローチを積極的に推進しており、これは難民や国内避難民が再び人道支援を必要とする状況に陥ることを防ぐ観点からも極めて重要です。難民や難民受入れ国に対する支援については、これまで国際機関が中心となって実施してきましたが、これまで培った相手国との良好な関係を最大限に活用し、二国間協力も拡充させることを視野に入れていきます。



2017年9月、佐藤正久外務副大臣は、レバノンのタナーエル非公式難民居住区を訪問し、シリア難民の家族と懇談した。

第2節 新たな取組：人道と開発と平和の連携

このように「人道と開発の連携」は有効に機能してきました。しかし、これはあくまで人道危機が発生した後のアプローチです。紛争が発生した後の対応のみならず、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防することにも重点を置いて、平時からの国づくり、社会安定化といった、紛争の根本原因への対処がますます重要となっています。これを実現するため、「人道と開発の連携」に平和の要素を追加し、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視していく考えです。

具体的には、紛争直後は前述の「人道と開発の連携」の考え方にに基づき支援を実施しますが、人道危機が収束し、難民・国内避難民が故郷に帰還できる状況になった段階で、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開します。これには、DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）支援、法・司法制度整備、公共安全分野、地雷不発弾除去、平和構築人材育成などが考えられます。これらの分野での支援は、日本がアジアにおいて取り組んできた経験の蓄積を活用し得ると考えています。

たとえば、南スーダン難民が多く流入しているウガンダにおいては、日本は、難民への食料提供などの人道支援に加え、難民の自立や受入れコミュニティを支援すべく、国際機関を通じて、稲作研修や職業訓練を行い、JICAも連携して技術協力を実施しています。

これは、難民と難民キャンプ周辺地域の住民の共存を目指すとともに、将来、難民が母国に帰還してスムーズに生活を立ち上げられることも視野に入れた取組であり、平和構築や紛争の再発予防に役立つことが期待されます。

日本は、平和の持続を達成するため、日本の強みであるODAを戦略的かつ積極的に活用し、各国の事情に応じてこうした取組を進めていきます。このようにして、最も脆弱な人々を含め「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に最大限の貢献を行っていく考えです。



国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と国際協力機構（JICA）が連携し、シリア難民と受入れコミュニティを支援（ヨルダン）。（写真：JICA）